

令和4年10月

道路照明設置工事特記仕様書

本仕様書は名古屋市緑政土木局が所管する道路照明設置工事に適用する。

1. 設置工事または修繕工事後、本市が定めた調書等を整備すること。
併せて記入マニュアルに従い、システム補正資料を作成し監督員に提出すること。
2. 道路照明を撤去する際には別添の塗装柱腐食調査票に必要事項を入力し、提出すること。
3. 電力会社等への手続きは受注者において行うものとし、事前に監督員に手続き書類の確認を受け、電力会社へ提出した書類の写し又は電力会社に受理された回答書を監督員へ提出しなければならない。なお、インターネットにて申し込みを行う場合は、申し込み後に電力会社による詳細設計完了後、「供給承諾メール(通知)」が届いた後に閲覧可能となる「お申込み情報詳細」を出力し監督員へ提出すること。

(1) 工事引渡し後使用する名義

- ① 契約灯数が1契約で1灯の場合は「ドイ+区番号+- (ハイフン)+道路照明番号+地名(カタカナ)+地番(数字のみ)」とする。

例 千種区高見一丁目にある15581の道路照明の場合

「ドイ01-15581タカミ1」

- ② 契約灯数が1契約で2灯以上の場合は「ドイ+区番号+- (ハイフン)+道路照明番号(一番若い番号)+ホカ+数字(1灯除いた残りの灯数)+地名(カタカナ)+地番(数字のみ)」とする。

例 千種区末盛通にある50423・50527・50528・50529

(1契約4灯)の道路照明の場合

「ドイ01-50423ホカ3スエモリドオリ」

区番号については以下の表を参考とする。

01	千種区	02	東区	03	北区	04	西区
05	中村区	06	中区	07	昭和区	08	瑞穂区
09	熱田区	10	中川区	11	港区	12	南区
13	守山区	14	緑区	15	名東区	16	天白区

- (2) 工事引渡し後の請求書送付先は「名古屋市中区三の丸3丁目1-1 名古屋市緑政土木局道路維持課」とする。

- (3) 障害等の連絡先は「電力を供給した設備を管轄する土木事務所」とする。

4. その他疑義が生じた場合は監督員と協議し指示に従うこと。

記入マニュアル…名古屋市公式ウェブサイト > 事業向け情報 > 道路・川・みどり
> 道路の維持修繕等 > 道路施設を管理するシステムの補正にかかる各種資料

<http://www.city.nagoya.jp/ryokuseidoboku/page/0000062671.html>

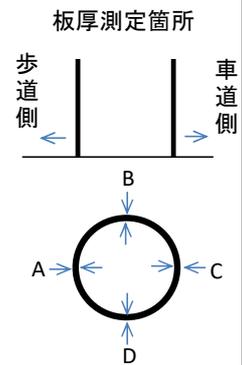
塗装柱腐食調査票

工事件名			内訳書番号		
行政区	区	既設街路灯台帳番号		No.	
街路灯の種類	水銀灯・蛍光灯・その他()			設置日	S・H・R 年 月 日
支柱形式	ポール照明(テーパー・直線ポール・段付・Y型)・添架式・デザイン柱・その他()				
基礎の形式	埋込型・ベースプレート式・添加型・その他				
路面境界部の状況	Co・As・土砂・ベースプレート露出・ILB・その他()				
表面処理形式	塗装式・亜鉛メッキ式・塗装式+亜鉛メッキ式・その他()				
海岸からの距離	100m未満・100～300m未満・300m～1km未満・ 1km～5km未満・5km～20km未満・20km以上				
凍結防止剤散布路線	該当する・該当しない				
地際部の板厚	A:	mm、	B:	mm、	C: mm、D: mm、平均: mm

遠望写真
(設置位置の状況がわかるもの)

地際部切除写真
(さび等の状況がわかるもの。ケレン前を撮影)

地際部切除跡写真



錆をサンドペーパーなどで取り除き鋼材面を露出させてからノギス等で測定してください。

写真は画像データを添付していただくだけでも構いません